

遠野市わらすっこ基金助成要綱

制 定 平成21年11月20日 告示第192号
一部改正 平成25年12月13日 告示第159号
一部改正 令和3年3月22日 告示第44号

(目的)

第1条 この告示は、遠野市わらすっこ基金を活用して、遠野市わらすっこ基金助成金（以下「助成金」という。）を交付することにより、地域社会で支え合う共助により子どもが健やかに育つ環境づくりの活動が充実し、及び拡大することを目的とする。

(助成事業)

第2条 助成金の交付の対象となる事業（以下「助成事業」という。）は、市民が自主的に行う子育て及び子どもの自立支援活動等であって、遠野市全域に及ぶ子育て、子育て等に寄与すると認められる次に掲げる事業とする。

- (1) 子育て活動体験の課題及び意見集約活動
- (2) 子育て支援を目的とした人材育成活動並びに子育て支援に関する知識及び技術向上の取組
- (3) 子育て支援に関する調査研究及び広報啓発活動
- (4) 地域及び家庭における子育て支援を目的とした活動
- (5) 子育て活動を目的としたネットワークづくり
- (6) 青少年の非行防止及び健全育成活動並びに知識及び技術向上の取組
- (7) 子どもの自立支援活動
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長が適当と認める遠野市わらすっこ基金条例（平成21年遠野市条例第12号）の目的に沿った事業で、寄附者の意向に反していないもの

(助成事業の要件)

第3条 助成事業は、当該事業の計画及び方法が目的を達成するために適切であり、かつ、十分な成果が期待し得るもので、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 営利を主な目的としないものであること。
- (2) 政治活動又は宗教活動を目的としないものであること。
- (3) 当該年度においてこの助成金の交付を受けていない事業であること。

(助成対象団体等)

第4条 助成金の交付を受けることができるものは、助成事業を行う個人又は団体（以下「助成団体等」という。）であって、次に掲げる要件を満たすものとする。ただし、1つの事業について複数の団体が共催する場合には、この助成事業に係る申請は、当該団体のうちの1団体が代表することとする。

- (1) 個人は、市民であること。また、助成事業の成果を地域に還元すること。
- (2) 団体は、5名以上で構成され、かつ、構成員の半数以上が市民であること。
- (3) 団体は、市内に事務所又は活動拠点があること。

(4) 政治若しくは宗教活動又は主に営利を目的としていない団体であること。

(助成対象経費)

第5条 助成事業に要する経費のうち、助成の対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、第2条の助成事業を実施するために必要な経費で、市長が適当と認めるものとする。ただし、次に掲げる経費は対象から除く。

(1) 土地等の不動産又は地上権の取得経費

(2) 法人又は団体の経常的運営経費（補助事業と関わりのない役職員への報酬、事務所の家賃及び光熱水費等）

2 遠野市及び他の団体から助成金等の交付が予定されている場合又は現に支給を受けている場合は、その相当額を助成対象経費から控除する。

(助成金の交付額及び交付回数等)

第6条 助成金の交付額は、次のとおりとする。

(1) 3年以上継続して活動している団体は、30万円を上限とする。

(2) 活動期間が3年未満の団体は、15万円を上限とする。

(3) 個人への助成は、5万円を上限とする。

2 前項による助成金の交付額の総額は、予算の定める額を限度とする。

3 本助成金の交付は1事業当たり3回を限度とする。

4 助成の募集は、随時受け付けるものとし、その年度の第1回目の総助成額は、当該年度の予算の8割を限度とする。

(助成金の交付に係る特例)

第6条の2 市長が特に必要と認める助成事業を行う助成団体等に対しては、前条の規定にかかわらず、予算の範囲内において助成金を交付することができる。

(助成金の交付申請)

第7条 助成金の交付を受けようとする助成団体等は、遠野市わらすっこ基金助成金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）を市長に提出しなければならない。

(助成金交付の決定及び通知)

第8条 市長は、前条の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付の可否を決定しなければならない。

2 市長は、前項の規定により助成金の交付を決定したときは、その旨を遠野市わらすっこ基金助成金交付決定通知書（様式第2号）により、助成金を交付しないことと決定したときは、遠野市わらすっこ基金助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、速やかに申請をした助成団体等に通知しなければならない。

(助成事業の変更の承認)

第9条 助成団体等は、次の各号のいずれかに該当する場合は、あらかじめ遠野市わらすっこ基金助成事業変更（中止、廃止）承認申請書（様式第4号）を提出しなければならない。ただし、第1号及び第2号に掲げる事項のうち、軽微なものについては、この限りでない。

(1) 助成事業に要する経費の配分を変更しようとするとき。

(2) 助成事業の内容の変更をしようとするとき。

(3) 助成事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 市長は、前項の申請があったときは、その内容を審査し、助成事業の変更又は中止若しくは廃止を承認したときは、遠野市わらすっこ基金助成事業変更（中止、廃止）承認通知書（様式第5号）により、申請をした助成団体等に通知しなければならない。

（事故報告）

第10条 助成団体等は、助成事業が予定の期間内に完了しない場合又は助成事業の遂行が困難になった場合は、速やかに市長に報告しなければならない。

2 市長は、前項の報告を受けたときは、速やかにその状況を調査し、適切な指示を書面によりしなければならない。

（遂行命令等）

第11条 市長は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第221条第2項の規定による調査その他助成団体等が提出する報告等により、当該助成団体等の助成事業が助成金の交付決定内容又はこれに付けた条件にしたがって遂行されていないと認めるときは、当該助成団体等にこれらに従って当該助成事業を遂行すべきことを命ずるものとする。

2 市長は、助成団体等が前項の命令に違反したときは、当該助成事業の一時停止を当該助成団体等に命ずるものとする。

（実績報告及び請求）

第12条 助成団体等は、助成事業が完了したとき（第9条第1項第3号の規定により廃止の承認をしたときを含む。）は、速やかに遠野市わらすっこ基金助成事業実績報告書（様式第6号。以下「実績報告書」という。）及び遠野市わらすっこ基金助成金交付請求書（様式第7号。以下「交付請求書」という。）を市長に提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による実績報告書及び交付請求書の提出があったときは、その内容を審査し、助成金の交付決定の内容に適合すると認めるときは、速やかに助成金を交付するものとする。

（是正のための措置）

第13条 市長は、前条第2項による審査の結果、助成事業の成果が助成金の交付の決定の内容及びこれに付けた条件に適合しないと認めるときは、当該助成事業につき、これに適合させるための処置をとるべきことを助成団体等に対して命ずるものとする。

2 助成団体等は、前項の命令を受けた場合は、必要な処置を講じ、その結果を実績報告書により市長に報告しなければならない。

（交付決定の取消し）

第14条 市長は、助成団体等が次の各号のいずれかに該当した場合は、助成金交付決定の一部又は全部を取り消すものとする。

(1) 偽りその他不正の手段により助成金の交付を受けたとき。

(2) 助成金を当該助成事業以外の用途に使用したとき。

(3) 第12条の実績報告書による助成事業の成果又は助成事業の事業費の実績額が著しく第7条の交付申請の内容を下回るとき。

(4) 前3号のほか、助成金の交付決定内容、これに付けた条件、遠野市補助金交付規

則（平成17年遠野市規則第65号）の規定に基づく命令又は法令に違反したとき。

- 2 市長は、前項の規定により取消したときは、速やかにその内容を、当該助成団体等に遠野市わらすっこ基金助成金交付決定取消通知書（様式第8号。以下「取消通知書」という。）により通知しなければならない。

（助成金の返還）

第15条 市長は、前条の規定により助成金の交付の決定を取り消した場合において、助成事業の当該取消しに係る部分について、既に助成金を交付しているときは、取消通知書により、期限を定めてその返還を助成団体等に命じなければならない。

- 2 前項の規定により助成金が返還される場合において、助成金の返還に係る手続については、遠野市財務規則（平成17年遠野市規則第61号）第104条の規定によるものとする。

（違約加算金及び延滞金）

第16条 市長は、前条の規定により助成金の返還を命じたとき（第14条第1項第3号の規定に該当し、助成金の返還を命じたときを除く。）は、助成団体等にその命令に係わる助成金の受領の日から納付までの日数に応じ、当該助成金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については既納額を控除した額）につき、年10.95パーセントの割合で計算した違約加算金（100円未満の場合は除く。）を納付させなければならない。

- 2 市長は、助成金の返還を命じた場合において、助成団体等がこれを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金（100円未満の場合を除く。）を納付させなければならない。

- 3 前2項に規定する年当たりの割合は、閏年の日を含む期間についても365日当たりの割合とする。

（延滞金の計算）

第17条 前条第2項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた助成金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額とする。

（助成金の一時停止）

第18条 市長は、この告示又はこの告示以外の規定に基づき交付されている助成金の返還を命じられた助成団体等が、当該助成金、違約加算金又は延滞金の一部又は全部を納付しない場合において、この告示に基づき交付すべき助成金があるときは、相当の限度においてその交付を一時停止することができる。

附 則

この告示は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成25年12月13日告示第159号）

この告示は、平成25年12月13日から施行する。

附 則（令和3年3月22日告示第44号）

この告示は、令和3年3月22日から施行し、令和2年度分の助成金から適用する。

様式第1号（第7条関係）

受理年月日	年	月	日
-------	---	---	---

申請日 年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所

団体名

代表者名

㊞

電 話

（個人の場合は次に記入のこと。）

住 所

氏 名

㊞

電 話

遠野市わらすっこ基金助成金交付申請書

遠野市わらすっこ基金助成金の交付を受けたいので、遠野市補助金交付規則及び遠野市わらすっこ基金助成要綱の規定により、関係書類を添えて助成金の交付を申請します。

記

事 業 名

助成金額

金

円

添付する書類

- 1 事業計画書（別紙1）
- 2 収支予算書（別紙2）
- 3 構成員名簿（別紙3）

事業計画書

事業名		
氏名及び連絡先	1 氏名（代表者）	
	2 住所・電話番号	電話： —
事業実施の背景 ・事業目的・目標	1 事業実施の背景	
	2 事業の目的	
	3 目標	
事業の特徴、事業内容及び実施方法 (できるだけ詳しく記入すること)	1 事業の特徴	
	2 事業内容	
	3 実施方法	
期待される効果	1 参加者への効果	
	2 地域への効果	
	3 その他の効果	
事業の開始期日及び完了（予定）期日	1 開始期日	年 月 日
	2 完了（予定）期日	年 月 日
その他		

別紙2

収支予算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	説 明
	円	
計		

2 支出の部

区 分	予 算 額	説 明
	円	
計		

事業期間 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日

様式第2号（第8条関係）

遠野市指令 第 号
年 月 日

（申請者）
遠野市

様

遠野市長 印

遠野市わらすっこ基金助成金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました遠野市わらすっこ基金助成金を次のとおり
交付することに決定しましたので通知します。

交付決定金額 _____ 円

備考

事業を開催するに当たっては、わらすっこ基金が活用されている旨の表示を行うな
ど、この基金の周知に努めてください。

（申請者）
遠野市

様

遠野市長

印

遠野市わらすっこ基金助成金不交付決定通知書

年 月 日付けで申請のありました遠野市わらすっこ基金助成金については、次の理由により交付しないこととしましたので通知します。

交付しないこととした理由：

- 付記1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、遠野市長に対して書面をもって異議申立てをすることができます。
- 2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年が経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

年 月 日

遠野市長 様

申請者

住 所

団体名

代表者名

㊞

電 話

（個人の場合は次に記入のこと。）

住 所

氏 名

㊞

電 話

遠野市わらすっこ基金助成事業変更（中止、廃止）承認申請書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で交付の決定通知があった標記事業について、事業の変更（中止、廃止）の承認を受けたいので、遠野市補助金交付規則及び遠野市わらすっこ基金助成要綱の規定により、関係書類を添えて申請します。

記

事 業 名	
変 更 事 項	
変 更 理 由	
添付書類名	

様式第5号（第9条関係）

第 号
年 月 日

（申請者）
遠野市

様

遠野市長

印

遠野市わらすっこ基金助成事業変更（中止、廃止）承認通知書

年 月 日付けで申請のありました遠野市わらすっこ基金助成事業変更（中止、廃止）承認申請について審査の結果、承認しましたので通知します。

年 月 日

遠野市長 様

住 所
団体名
代表者名 ⑩
電 話

（個人の場合は次に記入のこと。）

住 所
氏 名 ⑩
電 話

遠野市わらすっこ基金助成事業実績報告書

年 月 日付け遠野市指令 第 号で交付の決定通知を受けた標記事業が完了したので、関係書類を添えて報告します。

記

事 業 名

補助金額 金 円

添付する書類

- 1 事業報告書（別紙1）
- 2 収支決算書（別紙2）

事業報告書

事業名		
事業完了後の 目的・目標達成 状況	1 目的	
	2 目標	
事業の特徴、事 業内容及び実施 方法の達成状況	1 事業の特徴	
	2 事業内容	
	3 実施方法	
効果の達成状況	1 参加者への効 果	
	2 地域への効果	
	3 その他の効果	
事業の開始期日 及び完了期日	1 開始期日	年 月 日
	2 完了期日	年 月 日
その他		

別紙2

収支決算書

1 収入の部

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較	説 明
	円	円		
計				

2 支出の部

区 分	予 算 額	決 算 額	比 較	説 明
	円	円		
計				

事業期間 (自) 年 月 日 (至) 年 月 日

年 月 日

遠野市長 様

請求者

住 所

団体名

代表者名

㊞

電 話

（個人の場合は次に記入のこと。）

住 所

氏 名

㊞

電 話

遠野市わらすっこ基金助成金交付請求書

次のとおり助成金の交付を請求します。

1 金 額 金 _____ 円也

2 振込先

(1) 金融機関名 _____

(2) 預金種別 (普通・当座)

(3) 口座番号 _____

(4) 口座名義 _____

住 所

団体名

代表者名

年 月 日付け遠野市指令 第 号で交付の決定をしましたが、次の理由により取り消します。

年 月 日

遠野市長

印

取消理由：

付記1 この決定に不服がある場合は、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、遠野市長に対して書面をもって異議申立てをすることができます。

2 この決定については、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内に、市を被告として（訴訟において市を代表する者は、市長となります。）、決定の取消しの訴えを提起することができます（なお、この決定があったことを知った日の翌日から起算して6箇月以内であっても、この決定があった日の翌日から起算して1年が経過すると、決定の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。